

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
東亜工業株式会社	茨城県つくば市沼田998	

2. 指名停止措置期間 令和 6 年 12 月 27 日 ～ 令和 7 年 1 月 26 日（1箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

東亜工業株式会社及び有限会社本谷土建興業は土浦土木事務所発注の一級河川桜川（つくば市北太田地先）の河川維持修繕工事において、令和6年9月28日、振動ローラーの運転を法定事項に定めた作業計画にない作業員に運転させるなど不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第1第7号ウに該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故） 7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ウ 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき	 当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内 1箇月以上2箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101（内線219, 220）